

## 2 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年6月6日

議事課長

近年の過去例を確認したところ、刷新の会の代表者が平成19年度、20年度、21年度及び26年度に一般質問を行っているが、その年度、刷新の会は代表質問ができる要件を満たしていなかった。会派の代表者が一般質問を行った例ではあるが、代表質問との関係までは明確に整理されていない。先例等において、明確に禁止等をするものはない。

委員長

ただ今の説明について、何か御意見はあるか。

田村委員

会派制を採用し、各会派代表者会議というものも設定されており、会派の代表者が代表質問を行う流れがつくられている中で、会派の代表者が一般質問をするということを制限する先例をきちっと作り、整理した方がよいと思う。

石川委員

確認したいのだが、代表質問は会派の代表者が行わなければならないということは決まっているのか。決まりがないのであれば、それは会派の中で決めればよいと考える。

議事課長

現在のところ、会派の代表者が行っていることが多いが、過去には会派の代表者以外が代表質問を行った例はあったと記憶している。

田村委員

本県議会は、会派制を採用しており、各会派代表者会議も設定されている。であるのだから、この機会に代表質問は会派の代表者が行うことを、先例として明確に規定した方がよいと思う。

菅委員

代表質問は会派の代表者が行わなければならないということだが、その根拠を教えてください。代表質問は会派を代表して意見を述べるだけであって、会派の代表者が行わなければならない必要性について明確にしていただかないと、決められる状況にはないと思う。

委員長

この件については、本委員会で議論されたことはないと思う。そこで、本日の本会議散会后、再度議運を開き、改めて議論したいと思うが、いかがか。

村岡委員

私は、先ほどの田村委員の意見については、禁止の条項等があるわけではないので、会派で決めるべきものだと考える。ただし、ただ今の、代表質問を会派の代表者が行うこととすることを検討すべきとの意見もあったので、今後、きちっと協議すべきだと考える。

委員長

本日の本会議散会后、協議を行うことでよいか。

<了承>

委員長

質疑質問についてだが、休憩前に議論された、代表質問を行う者に関する件は、現在のところ規定されていない。

そこで、代表質問に関する取り扱いを明確に規定すべきと考え、委員長案として「代表質問は、原則として各会派の代表が行うこととする」「一般質問と代表質問を行う者は、原則、重複しないものとする」旨を本委員会で決定したいと考えている。なお、この案の適用は9月定例会からとさせていただきたいと考えている。

委員長

この件について、何か御意見はあるか。

菅委員

今、いきなり案が出てきたわけであるが、なぜそうなるのかという議論が全く抜けているように思う。提案の理由が分からないと、私たちも納得できない部分があるので、その辺を教えてください。

委員長

一般質問、代表質問を行う者について、今まで議運で議論されていなかった。そこで今回、議題に挙がったので、私としては、代表質問は会派の代表者が行うべきであり、その機会があるので、代表者は一般質問をするべきではないと考え、提案させていただいた。

今回の6月定例会については既に確認したとおり行い、9月定例会から委員長案でやっていただければ幸いです。

小島委員

先ほどの田村委員の質問から始まったわけだが、本県議会は会派制で運用しているし、今まで慣例、当たり前のこととして、代表者あるいは代表者に準ずる方が代表質問を行っていた。例えば、明確なルールがないからと、1期の議員が、会派の代表だからやりたいとか、そういうことになりかねないと思っている。一般質問をやって、また同じ年度に代表質問をやるというのは、各議員の発言の機会の平等性からみても、いかがなものかなと思う。今まで考えもしなかったことではあるが、会派の代表者なのだから代表質問に集中していただき、一般質問については各会派の団員を生かすべきだと思う。

そういうわけで、委員長案のように、しっかりと先例に明記した方がよいと思っている。

菅委員

周辺の議事を調べてみたが、必ずしも会派の代表者が代表質問をしているわけではない。会派制を採っているがゆえに、会派の誰かが代表して質問をするというものであり、今の話だと整理がつかないと私は思う。

田村委員

本県議会は、現任期の前々期から、各会派代表者会議というものを公式に設けている。これは費用弁償も出るし、会議規則にも記載されている。この各会派代表者会議というものを設定したのだから、代表質問は各会派の代表者が行うべきであると考え、先ほど質問し、整理をお願いしたところである。

菅委員

非常に重要な部分の議論を、今提案されて、

この5分間で即決とするのはいかがか。今までも、附帯的なことを言うべきではないかもしれないが、ここに来ていきなりどかんと議論して決めてしまうことが多かったが、そうではなくて、議会の権能を高める意味で、我々が主張している議会改革をトータルとして丁寧に議論すべき筋の問題である。1つ1つ場当たりに提案されて、5分やそこらで決めてしまうのは議論が少ないと思う。

小島委員

議運委員は各会派を代表して出てきている。

菅委員

であるならば、もっと丁寧に議論すべきではないか。

小島委員

本当に丁寧に議論すべきものとそうでないものは、区別すべきである。

村岡委員

意見が分かれている。委員長は冒頭に案を示されて、その結論を出してもらいたいというような発言だったかと思うが、意見が分かれている。

意見を言わせてもらえば、一般質問と代表質問を重複して行ってはいけないというものもあるかと思うが、それは各会派で考えるべきものだと思う。

そのことも含め、意見が分かれているのだから、拙速に決めるべきではなく、十分に協議をすべきだと思う。各会派、いろいろな意見を持っているが、この件は全会一致で結論を出すべ

きだとも思う。その意味では、結論を急ぐべきではない。

委員長

改めて、委員長案を事務局に配布させる。

<事務局が委員長案を配布>

委員長

何か御意見はあるか。

井上(航)委員

「代表質問は、原則として、各会派の代表が行うこととする」とあるが、原則としてとはどういう意図なのか。

また、「一般質問と代表質問を行う者は、原則、重複しないものとする」とあるが、どの期間重複しないようにするのか。同一任期なのか、同一年度なのか。埼玉県議会の場合は2月定例会時にしか代表質問はできないが、そこをどのような想定で考えているのか、まず伺いたい。

委員長

まず1つ目の質問だが、原則としての意図するところは、例えば、会派の代表者に事故ある場合には変更できるというものである。

また、重複しない期間だが、同一年度と考えている。

井上(航)委員

ちょうど先日、この議運で視察に行った福井県議会と石川県議会について調べてみた。

福井県議会では一般質問を希望者全員に実施させている。また、代表質問は毎定例会ある

が、その後一般質問を行っているので、ルール上重複する可能性がある。

同じく石川県議会も、希望者全員が一般質問を実施し、かつ毎定例会で代表質問を行うことができる」と規定している。

先日視察した2県議会では必ずしも、一般質問者と代表質問者の重複を避けるというルールにはなっていない。こういう議会がある中で、本県議会でなぜルール決めをするのか。

本県議会の広報冊子「ようこそ県議会へ」には、会派を代表して質問するのが代表質問、議員個人の立場から質問するのが一般質問であると記載されている。会派の代表者にも議員個人の立場があると思うがいかがか。

#### 委員長

井上（航）委員の御意見は分かったが、本県議会及び議運の仕組みを鑑みて、今回委員長案を提示させていただいた。

福井県議会や石川県議会のお話があったが、それはそれとして、本県の議会について熟考し、これからの代表質問と一般質問は案のとおり整理したいと考えた。御理解いただきたい。

#### 菅委員

今のお話で、定義付けなどがきちり整理されたとは思えない。ここは言論の府であるので、発言の制約をするということに対して、しっかりと議論して丁寧に扱うべき筋の問題である。いきなり委員長案を提案され、その場で決定しようとする事自体の異常さを認識すべきだと思う。

#### 村岡委員

代表質問と一般質問をする者については原則重複しないものとする事については、意見が分かれている。会派の中で質問の平等性などを判断すればよいのであって、議会としてこれを決める必要は全くないと思う。ある意味、質問の権利を狭めるものとなるからである。

また、この件が緊急性を持って結論を出さなければならぬものであればともかく、誰も気が付かなかったくらいに、特別な不都合が起きたわけではない。そういう中で、意見が分かれている以上、時間をかけて協議をすべきだと思う。拙速に判断すべきではない。